

# 平成30年度 「食都神戸2020（ローカル）」食育推進業務委託事業者公募要領

## 1. 趣旨

この要領は、平成30年度「食都神戸2020（ローカル）」食育推進業務（以下、「食育推進業務」）を委託する事業者を募集及び選定するために必要な事項を定める

## 2. 委託業務の概要

別添業務仕様書のとおり

## 3. 委託契約金額の上限

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4. 事業者選定スケジュール（予定）

平成30年6月5日（火曜）	公募要領配布開始
6月27日（水曜）	応募登録兼質問書等提出締切
7月4日（水曜）	企画提案書（任意様式）提出締切
7月9日（月曜）頃	業務委託事業者選考会
選考会以降	選定結果の通知、業務委託契約締結

## 5. 応募資格

以下の要件を全て満たすこと。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （2） 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （3） 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- （4） 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- （5） 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めた者を除く。）でないこと。
- （6） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- （7） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （8） 租税公課の未納および滞納処分を受けていないこと。
- （9） 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

## 6. 応募手続き等

応募を希望する者は、「応募登録書兼質問書」、「誓約書」、及び「申立書（平成30年度食料産業・6次産業化交付金交付要綱第20条関係）」を提出のうえ、企画提案書を提出すること。

応募登録書兼質問書、「誓約書」、及び「申立書」を提出していない者の企画提案書は受け付けない。

### (1) 応募登録書兼質問書 1部

誓約書 1部

申立書（平成30年度食料産業・6次産業化交付金交付要綱第20条関係） 1部

受付期間 平成30年6月27日（水曜）17時まで

提出方法 電子メール

※送信後、電話連絡により受理されていることの確認をすること

質問に対する回答 受領後3日を目途に電子メールにより回答する。

なお、選定に係る質問には回答しない。

### (2) 企画提案書等（任意様式）

受付期間 平成30年7月4日（水曜）までの平日9時から17時の間

提出方法 事前予約の上、下記書類を担当課へ持参すること。

- ・ 企画提案書（A4任意様式／20～30ページ程度） 10部
- ・ 見積書（A4任意様式） 1部
- ・ 企業の概要がわかる資料 10部

## 7. 企画提案書について

提案内容には、以下の内容について記入すること。

### (1) 食育推進業務の企画構成・内容

### (2) 食育推進業務の効果的な広報

### (3) 自社の実績・有利性

### (4) 業務体制

### (5) 事業費

#### ① 総額

#### ② 内訳（任意様式可：可能な限り、単価・数量等を明示して積算してください。）

### (6) その他提案事項

## 8. 選定方法等

### (1) 選定

プロポーザル方式を摘要する。「食育推進業務」委託事業者選考会〔平成30年7月9日（月曜）頃開催予定。詳細については別途通知。〕において、応募者から企画提案書に基づく提案説明を聴取し、その評価点により委託予定事業者を選定する。

### (2) 評価の方法

応募者の提示する実施方針、実施体制、企画内容等を総合的に評価し、最も優れた者を委託事業

者に決定する。

(3) 評価項目

評価は次に示す評価項目に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| ① 企画提案内容                | 50 点 |
| ② 波及効果                  | 30 点 |
| ③ 実施体制                  | 15 点 |
| ④ 企画提案内容に対して適正な業務価格かどうか | 5 点  |

(4) 選定結果の通知

決定次第、企画提案書の提出者全員に対し文書で通知する（選考会より1週間以内に通知する予定）

(5) その他

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした者
- ② 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者
- ③ 応募資格を満たしていない者

9. 契約の締結

- (1) 委託予定事業者の企画提案に基づき、委託予定事業者と神戸市との間で最終的な仕様等の調整を行ったうえで、委託契約を締結する。
- (2) 委託予定事業者が辞退又はこの公募要領の規定に違反した事等の理由によりこの業務を受託できなくなった場合は、次点者と委託契約を締結できるものとする。

10. その他

- (1) 提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。
- (2) 提出された書類は、選定結果の如何に関わらず返却しないものとする。
- (3) 応募に関する費用（資料作成費・通信運搬費・交通費等）は、選定結果の如何に関わらず応募者の負担とする。
- (4) 応募者は、選定結果について異議申し立てすることができない。
- (5) 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」（別添）に基づくものとする。

公募要領配布場所／応募書類受付場所／問い合わせ先： 神戸市 経済観光局 農政部 農水産課

【所在地】神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所1号館8階

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/about/building/map.html>

【電話番号】078-322-0520

【FAX 番号】078-322-6076

【Eメール】[shokuto@office.city.kobe.lg.jp](mailto:shokuto@office.city.kobe.lg.jp)

（お越しになる場合は、事前に電話連絡をお願いします）